

告示第 33 号

道路の区域の決定及び変更並びに供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定により、次のように道路の区域の決定及び変更を行い、令和 8 年 3 月 24 日から供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、太子町役場まちづくり課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 19 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

1 道路の区域の決定及び供用開始

道路の種類 路線名	道路の区域		
	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
町道 網干線	糸井字前田 249 番 1 から 糸井字前田 259 番 5 まで	14.97 から 20.07 まで	121.01

2 道路の区域の変更及び供用開始

道路の種類 路線名	道路の区域			
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
町道 糸井南糸井線	糸井字柿ヶ坪 311 番 2 から 糸井字前田 246 番 1 ま で	旧	1.75 から 4.45 まで	279.7
		新	9.38 から 20.66 まで	279.7